

令和8年度 江南高等特別支援学校川岸分校いじめ防止基本方針

当校は、「ひとりだちする生徒」の教育目標の下、「一人一人が個性を輝かせ、社会で自立し、人生を豊かに生きることのできる生徒の育成」を目指している。これらの目標の実現のためには、多様化しているすべての生徒が安心して学校生活を送り、様々なことにチャレンジできる環境を整えなければならない。

そのため、いじめに対する①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導を全職員で組織的に対応するとともに、社会全体でいじめ防止に取り組むことを目指して「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめに対する考え方と職員の基本姿勢

- 生徒一人一人が安全に安心して学校生活を過ごし、学ぶことができる環境を整えるとともに、いじめを生まない教育活動の実践に努める。
- 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、「いじめを見逃さない」という姿勢で主体的にいじめ対策に取り組む。
- 家庭や地域、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築するために、日頃から顔の見える関係を作り、社会全体でいじめ防止に取り組む。

【いじめの定義】

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされている。

②いじめ類似行為の定義

県条例第2条2項

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものとされている。

2 いじめ対策のための組織

(1) いじめ対策委員（いじめ対策委員会：運営委員会と合わせて月1回実施）

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、進路指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー

役割：校内のいじめの実態把握、相談窓口、指導方針・方策の決定、いじめ問題への取組の点検

(2) 生徒指導部

構成員：生徒指導主事、生徒指導部員5人

役割：各学年での現状把握、いじめ問題への具体的取組の推進、いじめ問題への取組の点検、職員研修の計画

3 支える生徒指導および未然防止のための取組

(1) いじめ防止につながる「発達支持的生徒指導」の取組

【発達支持的生徒指導】

すべての生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤

①魅力ある集団作りと教育活動の充実

- ・一人一人のよさが生かされ、自己有用感を育む集団づくりに努める。
- ・人との関わり方、コミュニケーションに関する体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。
- ・共同学習や生徒主体の活動の充実を図り、互いに理解し合ったり相手のことを考えて行動したりする気持ちを育む。
- ・学習内容や教材、働き掛け等の支援の工夫と評価を実施し、一人一人のニーズに応じたひとりだちの力を育てる授業の実践に努める。
- ・分かりやすい授業、生徒が考え、話し合い、発表する機会を多く設定する。
- ・生徒の興味があること、好きなこと、夢中になることを行う機会を設定する。

②生徒との信頼関係の構築と相談しやすい雰囲気作り

- ・肯定的な関わりで生徒のよさを認め、受け入れられている実感がもてるようにする。
- ・生徒への挨拶、声掛け、励まし、称賛、対話などの働き掛けを大切にするとともに、日常的な何気ない会話、雑談を通して生徒の気持ちの理解に努める。

③生徒への啓発

- ・生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育成する。
- ・生徒がいじめを相談しやすいように、校内外の相談窓口を明確にして、周知を図る。

(2) いじめの未然防止の取組（「課題予防的生徒指導の課題未然防止教育」）

【課題未然防止教育】

すべての生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施

①生徒集会、道徳、特別活動等における取組

- ・生徒が主体で行う「いじめ見逃しゼロスクール集会」、授業、『いじめ見逃しゼロ』標語・絆ポスターコンクールへの参加等で生徒の自発的な取組を促し、いじめに向かわない態度と社会性を育む。
- ・インターネットやSNSの適切な使用、必要な情報モラルに関する学習を計画的に行い、インターネットを通じて行われるいじめへの認識と正しい判断力を育む。
- ・いじめが発生する心理を理解するための「いじめに関する学習」を実施する。
- ・いじめの4層構造「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者（仲裁者、相談者）」を理解し、いじめを見逃さない、いじめを生まないために自分ができることを考える学習を道徳や学級活動等で実施する。
- ・ストレスを感じた場合にそれを他人にぶつけるのではなく、スポーツや読書、音楽

鑑賞等、個に合ったストレス発散法を紹介し合うような場を設定し、適切に対処できる力を育む。

- ・困ったときや悩みがあるときに耐えるのではなく、信頼できる周囲の大人に援助希求を表出できるようにSOSの出し方指導を実施する。

②生徒主体の取組

- ・学校生活の充実と向上のための課題を生徒会が見出し、解決方法について話し合い、協力して生徒会活動を計画、運営できるように支援する。
- ・学校行事を通して、学級や企画部門など集団でのまとまりを目指すとともに、生徒がお互いの良さを発見し確認し合うような生徒主体の活動ができるように支援する。

4 早期発見・早期対応のための取組（「課題予防的生徒指導の課題早期発見対応」）

【課題早期発見対応】

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し対応

(1) 早期発見のための取組

①観察・見守りの充実

- ・生徒の日々の様子に目を配り、変化を見逃さない。過去にあったいじめや生徒間のトラブルが解消されているかについても、継続して観察する。
- ・生徒の校内外の人間関係について注意深く観察し、気になることを見逃さずに声掛けや情報収集を行う。
- ・授業時間外（朝、休憩時間等）の見守りや巡視を行う。

②教育相談の充実

- ・生徒全員に対して、定期的に教育相談を実施する。（学期に1回）また、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談を計画、実施する。
- ・気になる生徒については必要に応じて個別に相談を設定し、十分に気持ちの聞き取りを行う。

③生徒用学校評価アンケート・教育相談事前アンケートの実施

- ・アンケート結果から気になる回答について共有し、背景を分析したり必要に応じて個別に話を聞いたりする。

④職員間の情報共有

- ・各職員の気づきを速やかに学年内や関係者間で共有し、複数の目で確認と判断を行う。

⑤保護者との連携

- ・生徒の様子について、連絡帳や電話、家庭訪問などで密に連絡を取り合い、良好な関係のもと、変化を見逃さないという共通の認識をもてるよう働き掛ける。

⑥関係機関との連携

- ・学校と関係機関の職員との連携を深め、変化を見逃さない意識をもって生徒の対応に当たる。

(2) 早期対応のための取組

【いじめ対応の原則】

- ①被害生徒の保護優先（二次的な問題の発生を防ぐ）
- ②被害生徒（保護者）のニーズの確認
- ③加害生徒への指導、加害生徒と被害生徒との関係修復
- ④いじめの解消を目指す

①対象生徒（加害・被害生徒）への迅速な対応

- ・情報収集と事実確認のもと、生徒の安全を第一に考え対応する。
- ・生徒の気持ちに寄り添い、課題解決に向けて段階的・継続的に支援する。

②職員の指導体制

- ・報告、連絡、相談を徹底し、速やかに組織的対応をとる。
- ・いじめが発覚した際は、いじめ対策委員会を招集し、対応についての協議を行う。役割分担を明確にして対応に当たる。
- ・いじめ対策委員会に集められた情報の記録は5年間保存し、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。
- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態であると判断するためには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。なお、いじめ類似行為にあつては、下記の①により解消を判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめ対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、対象生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめ対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

③保護者との連携

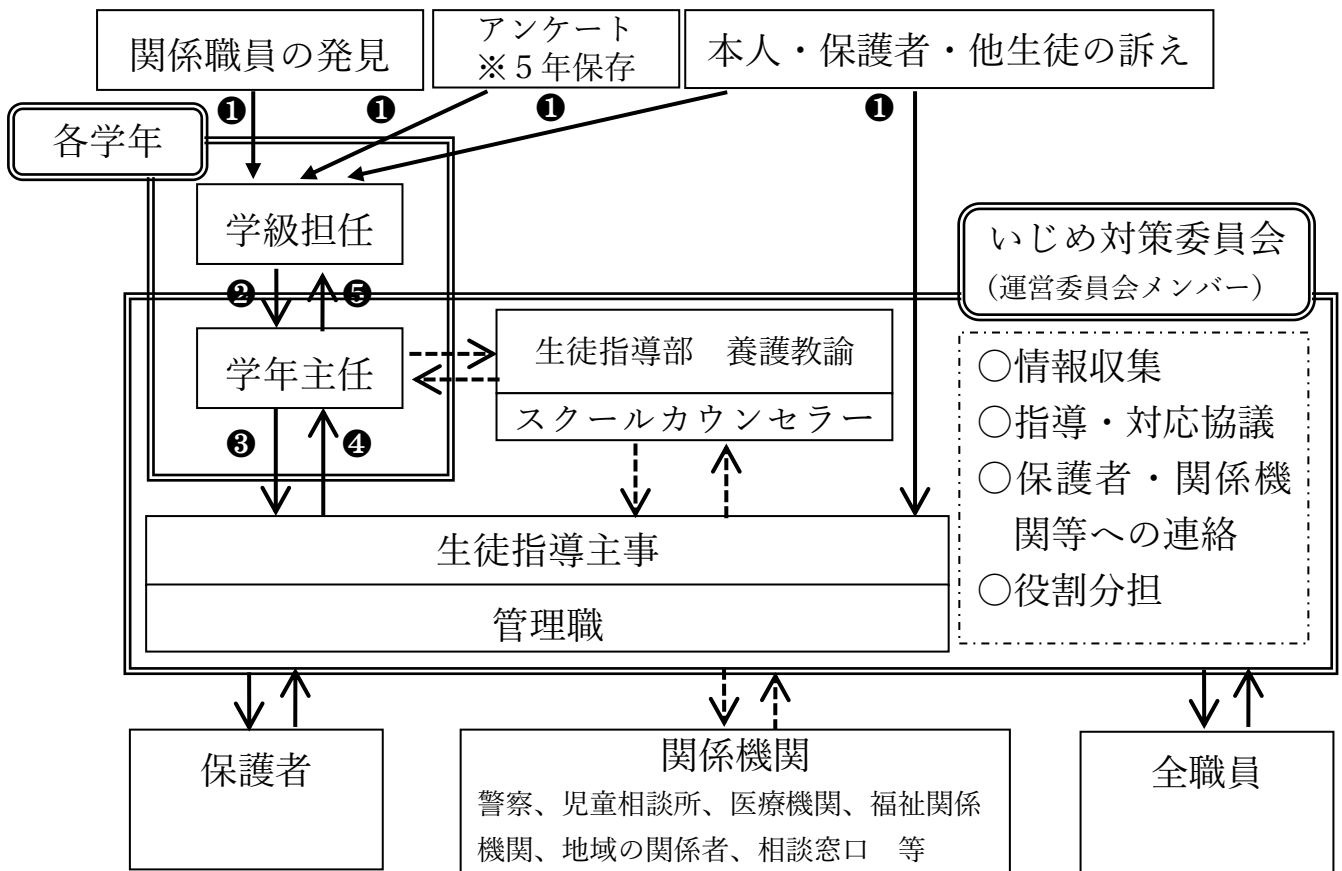
- ・対象生徒の保護者に対して、いじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と協力を得る。

④専門機関の活用・連携

- ・スクールカウンセラーと連携し、関係生徒への心のケアと学校生活復帰への支援に努める。
- ・警察との関係を築き、犯罪行為として取り扱われる可能性がある事案等は、警察への相談・通報が直ちに行われるように努める。
- ・外部機関（スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、医療機関）との連携を図りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。

(3) いじめ情報の報告・対応の流れ

- ・当校の生徒の実態から、トラブルが起きたら早期に対応し、その日のうちに保護者に報告し、連携することが望ましい。
- ・以下にいじめ情報の報告・対応の流れを示す。 → 必ず - - - -> 必要に応じて



5 重大事態に発展させない「困難課題対応的生徒指導」の取組と重大事態への対処

【困難課題対応的生徒指導】

特別な指導・援助を必要とする特定の生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所等の関係機関との連携・協働

(1) 重大事態に発展させない「困難課題対応的生徒指導」の取組

① 平時からの備え

- ・担任をはじめとする教職員の抱え込み防止
- ・いじめの積極的な認知（いじめを重篤化させない）
- ・未然防止、早期発見・早期対応
- ・いじめ対策委員会の円滑でより実効的な運営
- ・学校いじめ防止基本方針について、年度初めに生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・記録書類等の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管
- ・重大事態「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出す。

②関係機関等との連携体制

- ・いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース（以下の例のようなケース）については、できるだけ早い段階からＳＣやＳＳＷ等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的な対応を進める。
 - ①周りからは仲が良いと見られるグループ内のいじめ
 - ②被害と加害が錯綜しているケース
 - ③教職員等が、被害生徒側にも問題があるとみてしまうケース
 - ④学校として特に配慮が必要な生徒に関わるケース
 - ⑤学校と関係する生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) 重大事態への対処

【重大事態とは】

法第 28 条第 1 項

<第 1 号>いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

<第 2 号>いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(年間 30 日を目安、連続して欠席している場合は迅速に着手する)

【重大事態発生の対処】(一般的な例)

- ①重大事態発生
- ②学校は、県教育委員会へ報告(また、県教育委員会を通して県知事に報告)
- ③教育委員会は、調査主体を(学校か、教育委員会か)決定する。
※不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- ④第三者を加えた調査組織を構成し、重大事態調査を実施する。
- ⑤重大事態調査実施前に、生徒・保護者に説明をする。
- ⑥重大事態調査終了後、生徒・保護者に調査結果を説明、県知事に報告(公表)する。
- ⑦再発防止策の実施
- ⑧再調査

※生徒や保護者から、重大事態の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

①調査を行うに当たっての基本姿勢

- ・重大事態調査を行うに当たって、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。
- ・調査の対応と並行して、生徒への心のケアや必要な支援、関係生徒に対する指導及び支援等に取り組む。

- ・犯罪行為等、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

②調査の目的

- ・重大事態の疑いが生じた段階から、学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講じることにある。

6 職員研修

- ・法及び県条例の内容を理解し、いじめ防止等の対策が適切に行われるように、確認を兼ねた研修を実施する。
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。
- ・生徒一人一人に応じた支援、指導が行われるように生徒理解に関する研修を実施する。

7 学校いじめ防止基本方針の点検・評価

- ・生徒指導部運営の重点項目にいじめ対策に関する項目を加え、方針と照らし合わせて取組の状況について部会で定期的に点検・評価するとともに、いじめ対策委員会での評価を受け適宜改善を図る。

8 いじめ対策「年間計画」(別紙参照)

附 則

この方針は、平成31年 4月に、制定した。

この方針は、令和 元年1 1月に、見直した。

この方針は、令和 2年 4月に、見直した。

この方針は、令和 3年 4月に、見直した。

この方針は、令和 4年 2月に、見直した。(新潟県いじめ防止基本方針の改定を受けて)

この方針は、令和 4年 4月に 見直した。以降毎年4月に見直しをする。

この方針は、令和 6年1 0月に、見直した。(生徒指導提要の改訂を受けて)

この方針は、令和 7年 4月に、見直した。

この方針は、令和 8年 4月に、見直した。

別紙 いじめ対策「年間計画」(令和8年度)

	1 学期	2 学期	3 学期
「発達支持的生徒指導・課題未然防止教育」 未然防止のための取組	4月：全校生徒集会 (学校生活について) 生徒理解会議 5月：体育祭 6月：SOS の出し方指導 7月：ゲートキーパー講習会 スマートフォン・携帯電話安全教室 全校生徒集会 (夏休み前指導)	9月：全校生徒集会 (2学期の取り組み) 全校生徒集会 (いじめ見逃しゼロ) 標語作り・廊下掲示 生徒理解会議 10月：標語・ポスターコンクールへの参加 文化祭 12月：全校生徒集会 (冬休み前指導)	1月：全校生徒集会 (3学期の取り組み) 生徒理解会議 ゲートDV防止セミナー 2月：3年生を送る会 3月：全校生徒集会 (春休み前指導)
	通年：生徒会活動の充実(総務、各委員会による主体的な取組) 職員研修および生徒理解会議の推進(年3回：4月、夏季休業日、冬期休業日の予定) 学習指導の充実		
「課題早期発見のための取組」 早期発見のための取組	4月：アンケート・教育相談 健康診断 5月：保護者個人懇談 7月：保護者個人懇談	10月：アンケート・教育相談 11月：保護者個人懇談	2月：アンケート・教育相談 3月：保護者個人懇談
	通年：観察、見守りの充実(授業時間外の巡視、見守り) 保護者との連携(連絡帳、電話連絡、家庭訪問、懇談会等) 個別教育相談の実施(必要な場合に実施する教育相談、カウンセラーによる相談等) 養護教諭との情報共有、連携		
「職員体制・保護者連携の基盤」 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応マニュアルの周知・徹底(4月) ○職員連絡体制の周知・徹底(4月) ○生徒指導部評価部会(8月、12月) ○保護者への広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・「生徒指導だより」の発行 <ul style="list-style-type: none"> 4月：いじめ相談窓口、学校いじめ防止基本方針の周知 7月：長期休業前のお願い 12月：長期休業前のお願い 3月：長期休業前のお願い ・情報モラルや自殺予防等のリーフレットの配布 ・PTA総会での学校いじめ防止基本方針の説明とホームページ掲載の紹介 		